

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー

京都北都信用金庫

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備する。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築する。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程の策定、また、これらのポリシー・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について主導性を発揮する。

また、当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築する。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署は総務部とし、関連部署や営業部店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組む。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じる。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢整備を行う。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図る。

5. 疑わしい取引の届出

営業部店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性や取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行う。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施する。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努める。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部署による営業部店等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、監査部による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努める。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM 等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組む。

以上

(附則)

この方針は、平成30年 9月18日より実施する。

令和 3年 5月31日 改正

令和 4年10月24日 改正

令和 8年 7月 1日 改正